

## ▶ 整備基準抜粋

ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。

ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。

ア こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

ウ 駐車施設に設けるもの

## ▶ 目標となる基準抜粋

(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を180センチメートル以上とすること。ただし、50メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合においては、内法を140センチメートル以上とすることができる。

イ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。

ア こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

ウ 駐車施設に設けるもの

エ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。

カ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。

キ 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

(2) (1)のア及びエの規定は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分については、適用しない。

**▶解説****ア 適用**

- ・ 廊下等については、すべての廊下等が満たすべき共通性能として、表面は滑りにくい仕上げとすること、階段や傾斜路の上端に接する部分に点状ブロック等を設置すること等について規定し、一定の経路上の廊下については、車いす使用者等が円滑に通行可能となる構造とすることを求めている。
- ・ この一定の経路とは、整備基準では利用円滑化経路を構成する廊下等をさし、目標となる基準では、すべての経路上の廊下が基準を満たすことを求めている。

**イ 寸法**

- ・ 整備基準の廊下等の幅120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法
- ・ 目標となる基準の廊下等の幅180cmは、車いすが回転しやすく、車いす同士が行き違いやすい寸法、廊下等の幅140cmは車いすが転回（180° 方向転換）できる寸法

**ウ 車いす転回用スペース**

- ・ 整備基準の「車いすの転回に支障のない場所」は、140cm角以上のスペースやT字形の交差部などが該当する。
- ・ 目標となる基準の「車いすのすれ違いに支障がない場所」は、180cm角以上の部分等が該当する。

**エ 点状ブロック等**

- ・ 階段・傾斜路の上端に接する部分への点状ブロック等の敷設について、緩いこう配や小規模な傾斜部分の上端に近接するもの及び駐車施設に設けるものについては敷設を免除している。

**オ 通行の安全上支障がないよう必要な措置**

- ・ 目標となる基準の「戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置」は、外開き戸とする場合などに廊下の通行を妨げない配慮を求めている。
- ・ 目標となる基準の「視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置」は、壁掛け形式で設けられた公衆電話、消火器などの突出物を設ける場合などに、白杖でその突出物を知覚できるようにする配慮や突出物を安全上支障のない範囲に納める配慮を求めている。

**カ 休憩設備の設置**

- ・ 目標となる基準の「高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設ける」とは、必要に応じて人の通行及び避難の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることを求めている。

## ▶ 配慮事項

### ア 配置

- ・ 主要な動線の通路は、わかりやすい経路、ゆとりある幅員、突出物のない壁等、誰にでも歩きやすい設計が望ましい。

### イ 有効幅員

- ・ 車いす使用者等の利便性を考慮すると180cm以上が望ましい。端部付近や50m以内ごとに車いす使用者同士のすれ違えるスペースを設け、幅員140cm以上とすることも次善の策として考えられる。

### ウ 設備・備品等

#### (ア) 手すり

- ・ 手すりを設置する場合は「階段」の手すり（P29）を参照のこと。
- ・ 手すりの端部、廊下の曲がり角の部分等には、現在の位置及び誘導内容等を点字表示することが望ましい。

#### (イ) 壁面

- ・ 屈曲部においては、視野を少しでも広げ、衝突の危険を防止したり、車いす使用者の転回を容易にするため、屈曲部にはコーナーミラー等を設けたり、曲がり角の出隅を落とす（面取り、隅切り）等の配慮を行うことが望ましい。
- ・ 床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は色彩及び明度の差に留意することが望ましい。
- ・ 視覚障害者の白杖の位置に配慮し、やむを得ず高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とすることが望ましい。
- ・ 車いす使用者の利用が多い場合は、車いすフットレスト当たり（キックプレート）を設けることが望ましい。

#### (ロ) 照明

- ・ 通路の照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。また、適宜足下灯、非常用照明装置を設置することが望ましい。

#### (ハ) ガラス

- ・ 衝突のおそれのある箇所には、安全なガラスを用いることが望ましい。

#### (ニ) 防火戸

- ・ 一目見てわかる配置・デザインとすることが望ましい。
- ・ 車いす使用者が通り抜けできるように、有効幅員を確保する。
- ・ 防火戸を押し開けながら直角に曲がらざるを得ない構造は、車いす使用者が通行できないので避ける。
- ・ 引き戸の防火戸で、下枠が無いか立ち上がりの無いものは、車いす使用者の通行に支障がなく有効である。
- ・ 防火戸の把手は、高齢者・障害者等が容易に操作できる形式とする。
- ・ 下枠が床面から立ち上がっているくぐり戸は、車いす使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は、下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。

#### (ホ) 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ・ 専ら高齢者が利用する特別養護老人ホーム等の入所型高齢者施設における視覚障害者の誘導措置については、関係者で協議し適切と判断された場合には、視覚障害者誘導用ブロック等を整備する代わりに、手すり・音による案内等を設置することも考えられる。

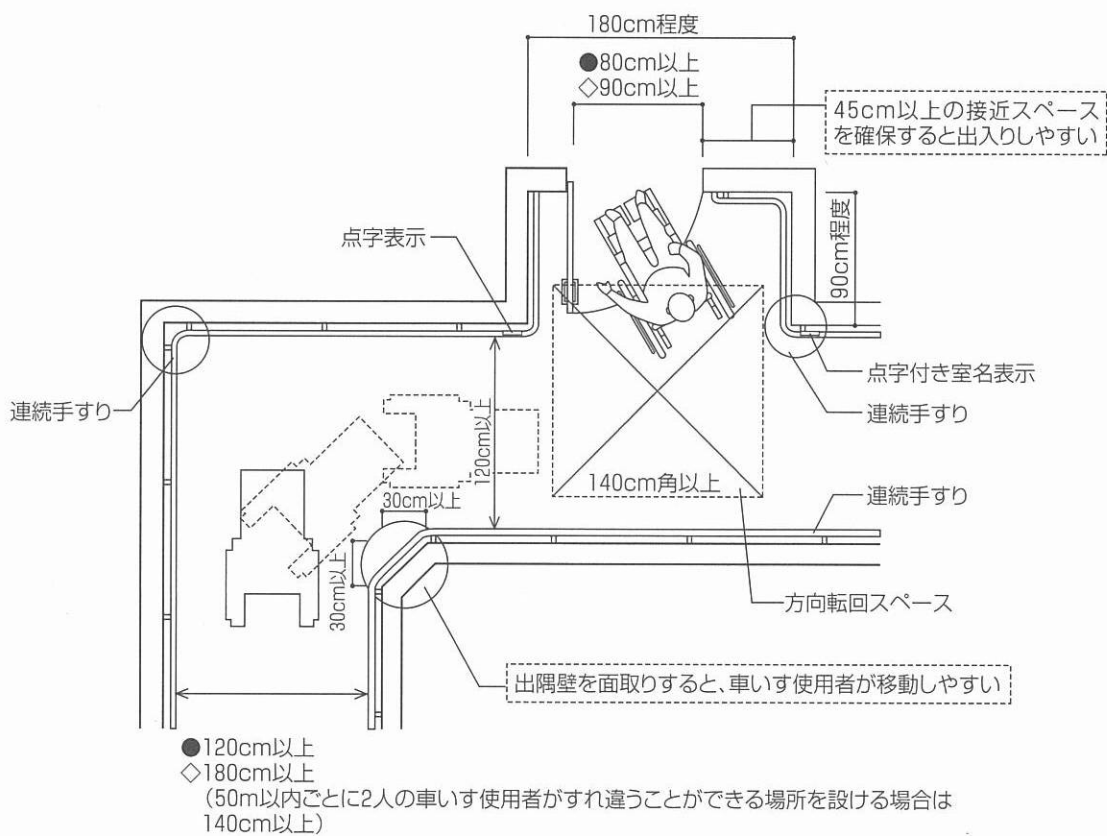
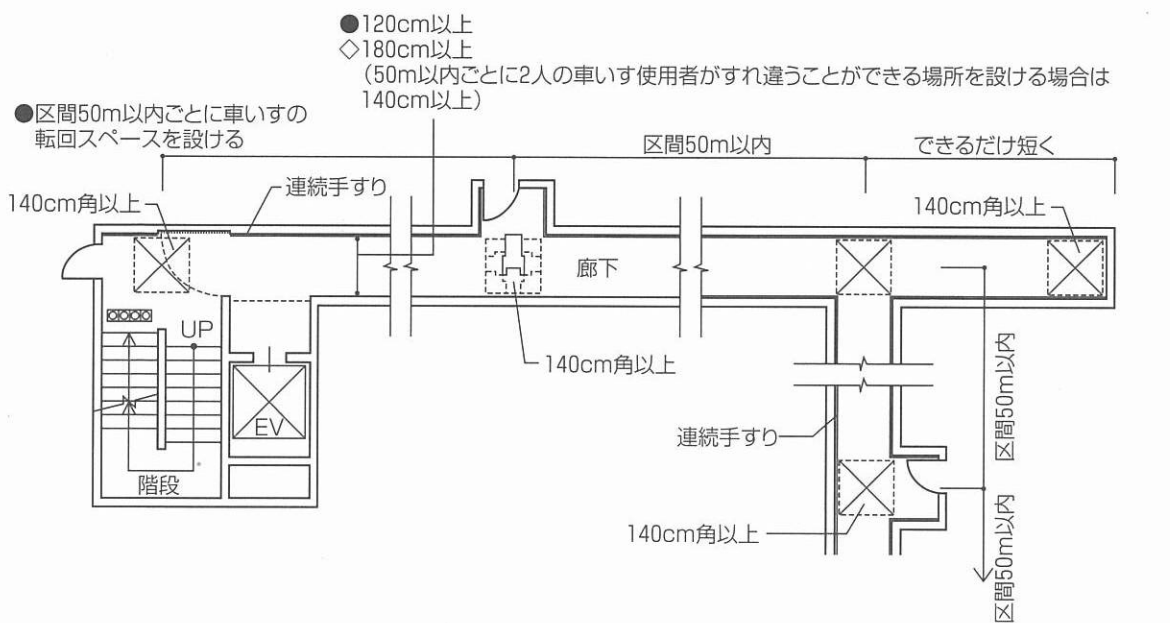
#### (ヘ) 廊下に物品を置かない工夫

- ・ 設備・備品の設置に対しては、建築設計時、収容できるスペースを確保したり、壁上部・天井への設置等により、あらかじめ調整しておくことが望ましい。（設備・備品が置かれることが想定される壁際には視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を避ける等）
- ・ 廊下にベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消化器等の物品を置く場合は、有効幅員を狭くしたり、手すりや壁による連続誘導が妨げられないように、設備・備品の設置場所をあらかじめ確保することが望ましい。

### エ 床の材料

- ・ 転倒に対して衝撃の少ない材料とすることが望ましい。
- ・ カーペットの場合は、毛足の長いものは車いすの操作が極端に重くなるため避ける。

## 廊下の整備例



凡例 ●印：整備基準に定めるもの  
◇印：目標となる基準に定めるもの  
無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項